

公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成30年9月14日

世田谷区

1 業務委託の概要

(1) 件名

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第216号線（鎌田三、四丁目及び大蔵六丁目）
橋梁構造比較検討及び道路概略設計業務委託

(2) 目的

本業務委託は、区が未整備の都市計画道路の中で優先的に事業化を目指している東京都市計画道路幹線街路補助線街路第216号線（以下、「補助第216号線」という。）（鎌田三、四丁目及び大蔵六丁目）について、都市計画道路と交差する河川との条件が多く、また、路線全体の道路整備における交差点処理方法にも課題があるため、これらの課題を整理し、当該道路事業を円滑に進めるため委託作業を実施することを目的とする。

(3) 対象箇所（図-1 参照）

「せたがや道づくりプラン」において優先整備路線（特に早期整備が望ましい路線）に位置づけられている、補助第216号線未整備区間（計画幅員16m、延長約390m）

(4) 業務委託の内容

業務委託の概要については、プロポーザル後、選定された第一候補者の企画提案を踏まえ、世田谷区と受託者間の協議により仕様書を作成し決定する。

次に示す委託概要は、現在、世田谷区が考える業務内容及びスケジュールであるが、円滑に業務を進めていくための業務手法について、プロポーザルの提案を含めて決定する。

【2018年度（平成30年度）委託概要】

- ① 現地踏査
- ② 橋梁構造形式とそれに伴うコストの比較検討
- ③ 道路概略設計（橋梁を含む）
- ④ 関係機関（河川管理者、交通管理者など）との協議資料の作成

【2019年度 委託概要】

- ① 将来交通動向の把握（現況交通量調査および将来交通量把握）
- ② 交差点処理解析およびパターン検討
- ③ 関係機関との調整内容を反映させた道路設計（橋梁を含む）
- ④ 関係機関（河川管理者、交通管理者など）との協議資料の作成

【2020年度 委託概要】

- ① 関係機関との調整内容を反映させた道路設計（橋梁を含む）
- ② 設計内容の可視化（模型、VR等の作成）
- ③ 関係機関（河川管理者、交通管理者など）との協議資料の作成

（5）履行期限

契約の日から2020年3月中旬まで（単年度契約）

（6）成果品

成果品の著作権は世田谷区に帰属するものとする。なお、各年度における成果品は、以下を想定している。

【2018年度（平成30年度）成果品概要】

- ① 業務報告書（2部）
- ② その他、区担当者が指示する資料

【2019年度成果品概要】

- ① 業務報告書（2部）
- ② その他、区担当者が指示する資料

【2020年度成果品概要】

- ① 業務報告書（2部）
- ② 模型またはVR等制作成果品
- ③ その他、区担当が指示する資料

2 予算額（提案限度額）

2018年度（平成30年度） 7,538,400円（消費税込み）

2019年度、2020年度の予算額は、年度ごとの見積金額に基づく財政協議を経て、予算案が区議会で議決されることが条件となる。

また、委託業務の根拠となる都市計画道路事業の内容・スケジュールに変更が生じた場合、本業務についても見直す場合がある。

3 プロポーザルに参加できる者の資格

参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- （1）地方自治法施行例（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の1第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- （2）世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。営業種目「土木設計」を有すること。
- （3）世田谷区から入札参加禁止又は指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- （4）法人税、法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申

立をしていないこと。

(6) 平成25年度以降に、都内区市町又は東京都近郊政令指定都市において、経済比較作業及び河川管理者等との協議資料作成をふまえた橋梁構造検討を含む道路設計業務の受託実績があること。

(7) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(8) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントの認証を受けていること。または、自社において個人情報保護に関する規定を設けていること。

(9) 予定主任・担当技術者が下記の①から④のいずれかの資格を有すること。

①技術士

・技術士：総合技術監理部門

・技術士：建設部門

②RCCM

③博士（工学）

④土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）

4 企画提案書を特定するための審査方法

別に定める要綱に基づき審査委員会を設置し、別に定める審査要領に基づき、書類審査を実施する。

5 企画提案書を特定するための評価項目

企画提案書の評価項目は以下のとおりとする。なお、(5) 参考見積書は、見積金額と提案内容が妥当であるか確認するためのものとする。

(1) 企業体制：業務実績、専門技術、人員体制

(2) 予定技術者実績：技術者資格、業務実績

(3) 業務計画：業務実施体制、工程計画

(4) 特定テーマに対する提案：業務実施方針、的確性、実現性、独創性、資料作成能力

(5) 参考見積書

6 手続等

(1) 担当課

世田谷区道路・交通政策部道路計画課（担当：渡邊、光田、飯田）

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27（城山分庁舎3階）

電話：03（5432）2537

FAX：03（5432）3067

E-mail：SEA02036@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 配布期間

平成30年9月14日（金）から平成30年9月28日（金）
（土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで）

2) 配布場所及び方法

上記（1）担当課にて窓口配布

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

1) 提出期限

平成30年9月28日（火）午後5時まで（必着）

持参の場合は、土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで

2) 提出方法

郵送又は持参

3) 提出先

上記（1）担当課

(4) 企画提案書等の提出日、提出場所及び方法

1) 提出期限

平成30年11月2日（金）午後5時まで（必着）

持参の場合は、土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで

2) 提出方法

郵送又は持参

3) 提出先

上記（1）担当課

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金は、免除とする。

(3) 契約書作成は、要とする。

(4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先と随意契約により締結する予定がある。

【2019年度】 東京都市計画道路幹線街路補助線街路第216号線（鎌田三、四丁目及び大蔵六丁目）橋梁構造比較検討及び道路概略設計業務委託（その2）

【2020年度】 東京都市計画道路幹線街路補助線街路第216号線（鎌田三、四丁目及び大蔵六丁目）橋梁構造比較検討及び道路概略設計業務委託（その3）

(5) 区は、この案件に参加する意思を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称、企画提案書を特定した理由（審査結果等）を公表することができるものとする。

(6) 詳細は、上記6（2）の説明書による。

図-1 対象箇所

